

平成30年度裾野市農業委員会5月総会 議事録

1. 開催日時 平成30年5月10日(木) 午後1時30分から午後2時45分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	荻田 能文	7	西島美津代	東	芹澤 渉一		
		8	飯塚 芳正	東	高草 富一	富岡	永田 榮泰
3	服部 敏淳	9	神戸 俊之			富岡	眞田 正昭
4	鈴木 昭子	10	杉山 克己	深良	大庭 学	須山	杉山 勝良
5	手綱 史芳			深良	志村 重利	須山	渡邊 秀行
6	勝又実佐男	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

2	杉山 邦利	11(副会長)	勝又 俊博	西	関野 孝平	富岡	面島 徹夫
---	-------	---------	-------	---	-------	----	-------

5. 事務局出席者

事務局長 菊池守 書記 中村健児 書記 市川智子 書記 持田睦乃

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

10	杉山 克己	1	荻田 能文
----	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
 (2) 報第4号 農業用施設証明願について
 (3) 議第5号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
 (4) 議第6号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
 (5) 議第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議 長

只今から平成30年度裾野市農業委員会5月総会を開会します。
 本日の委員は12名中10名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、10番 杉山克己委員、1番 荻田能文委員 お願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の持田睦乃氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。
 報第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

- 事務局 はい。報第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
(議案朗読)
- 議長 ただ今の報第3号について、質疑等がありましたらお願いします。
(質問、意見等 なし)
- 議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、報第4号 農業用施設証明願について を議案とします。事務局から議案書の
説明をお願いします。
- 事務局 はい。報第4号 農業用施設証明願について
(議案朗読)
- 議長 ただ今の報第4号について、質疑等がありましたらお願いします。
(質問、意見等 なし)
- 議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、議第5号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について を議案としま
す。事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 はい。議第5号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)
- 議長 続きまして、地区担当推進委員 眞田正昭委員から議案について説明をお願いします。
- 地区担当委員 申請地は、下和田集会所の約100m北東に位置します。市街化調整区域内にある農地
で、現況は芝畑です。面積は515㎡です。
申請地は、平成26年に渡人が相続により取得しました。渡人は会社員として勤めて
いて、農業に携わる時間も限られるほか、申請地がほかの経営農地から離れていること
もあり、管理が滞っていました。そこで、申請地の隣地の農地で芝を生産している受人
が耕作をすることで両者の間で売買の話がまとまったため、今回の申請に至りました。
耕作は受人夫婦と母が行いますが、それぞれ25年の農業経験があり、経験や技術に
ついて問題ありません。申請地取得後の経営農地は6,980㎡で、下限面積を満たして
います。他の農地についても、すべて効率的に耕作管理されています。また従事日数の
基準や、地域との調和についても問題ありません。耕作計画によると、芝を生産する予
定です。
周辺農地への影響は特にないかと思われます。ご審議をお願いします。
- 議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。
(質問、意見等 なし)
- 議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第5号 番号1 について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第6号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について を議案としま

す。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第6号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当推進委員 永田榮泰委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、岩瀬製茶店の約100m西側に位置します。現況は休耕地となっています。受人は、足場資材等の事業を行っており、平成27年度に5条許可を受け、裾野市内でも事業を開始しました。事業は順調に推移しており、申請地北側の渡人の所有する共同住宅を、社宅として購入することとなりました。あわせて市内の資材置場が手狭となっている現状を渡人に相談したところ、渡人は体調が悪く農地の維持管理ができず困っていたため、売買について合意に至りました。

受人の社宅に隣接する場所に資材置場を整備すれば効率も上がり、最も適している土地であることから、申請に至りました。

申請地周辺は、市街地の程度までに宅地化が進行し、住宅等の施設が連たんしている地域となっており、宅地化の状況が省令で定める程度に達している地域であることから、申請地は第3種農地に区分されます。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地は農地に隣接しておらず、取水・排水はありません。雨水は、自然浸透により処理するほか、区域外周を土盛りして、敷地南東側に勾配をつけ、水路へ放流します。周辺には農地がないことから、問題は特にないかと思われます。ご審議をお願いします。

議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第5号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第6号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第6号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2
(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 9番 神戸俊之委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、興禅寺南側に位置します。現況は田です。

受人は、申請地北側に興禅寺の駐車場を20台分設けていますが、法事等で人が集まる際、駐車場不足に苦慮しております。また、年に数回、近隣市町の曹洞宗僧侶が興禅寺に集まっており、近隣住民に駐車場を借りているのが現状です。さらに近年、民間の葬儀場費用が高騰しており、興禅寺で葬儀を希望する人も増えていることから、駐車場

の拡張を計画しました。

渡人が相続を受ける前の昭和47年に、申請地北側75㎡で5条転用許可を受け、駐車場敷地として寄付されています。また申請地は戦前まで興禅寺の土地であったものを、農地解放により分配された経緯もあり、両者が合意したため申請に至りました。

申請地周辺は、市街地の程度までに宅地化が進行し、住宅等の施設が連たんしている地域となっており、宅地化の状況が省令で定める程度に達している地域であることから、申請地は第3種農地に区分されます。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は雑種地、西側は道路、東側は水路と宅地、南側は渡人の農地に接しており、取水・排水はありません。雨水は、自然浸透により処理するほか、敷地南東側に勾配をつけ、既存の水路へ放流することから、周辺農地への悪影響は特にないかと思われます。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第6号 番号2 について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第6号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第6号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 高草富一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、光明寺の約200m西側に位置します。現況は畑です。

借人は、現在、家族3人でアパートに住んでいますが、今後の生活設計を整えるため、住宅を建てる計画をしていました。土地を探していましたが、土地・建物を新規に求めるには、資金調達に難があったため、貸人である父親に相談したところ、父親の所有する農地に住宅を建てることについて了承が得られたため、申請に至ったものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。建築基準法等、他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は道路、西側は宅地・貸人の農地、東側・南側は貸人農地に接しておりますが、生活排水は合併浄化槽を経由し、北側道路側溝へ放流することから、周辺農地への悪影響等も特に問題ないかと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第6号 番号3 について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について番号1を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について番号1
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 1番 荻田能文委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、市道19号線の葛山居館跡手前を北側の市道2247号線に進み、すぐ先にある三叉路の北側に位置します。設定地は市街化調整区域内にある農用地区域内農地で、地目は畑です。面積は2筆合計で1,859㎡です。
貸人は市役所勤務であったため、耕作を行うのが困難であったことから、平成18年2月から市内の認定農業者である借受者に貸し出し、3年ごとに更新を行っていました。
この度、平成30年1月31日で終期を迎えたため、貸人と現在の借受者双方合意の上、農地中間管理事業を活用して、農地中間管理機構である静岡県農業振興公社に土地を貸し付けることとなりました。
借受人の経営農地は8,417㎡あり、効率的に管理されています。農業経験・技術等も問題ありません。期間は使用貸借により5年間です。
耕作管理計画によると、機構に中間管理権が設定されたら、借受者に貸し出され、借受者夫婦と父の3人で、野菜や花木(サツキ・ツツジ類)を作付する予定です。
周辺農地への影響はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第7号 番号1 について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について番号2を議案とします。こちらの案件については、手綱史芳委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、手綱史芳委員は、議案審議の間、一時退席願います。
(手綱史芳委員 退席)

事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当推進委員 渡邊秀行委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、富士山資料館の約100m東側に位置します。設定地は市街化調整区域内にある農用地区域内農地で、地目は畑です。面積は2筆合計183,656㎡で、このうち40,000㎡について利用権を設定する計画です。

貸人3名は、平成24年5月から農地利用集積円滑化事業を活用し、使用貸借により申請地を貸し付けていました。

この度、平成30年4月31日で終期を迎えたため、農地中間管理事業を活用して、農地中間管理機構である静岡県農業振興公社に土地を貸し付けることとなりました。

借受者は市内の認定農業者であり、そば等の作付を行っています。経営農地は56,982㎡あり、すべて効率的に管理されています。農業経験・技術等も問題ありません。期間は使用貸借により5年間です。

耕作管理計画によると、機構に中間管理権が設定されたら、借受者に貸し出され、借受者自身と借受者の父母、息子の4名で、そばを作付する予定です。

周辺農地への影響はないと思いますので、ご審議をお願いします。

議 長

質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第7号 番号2 について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

手綱史芳委員にご着席願います。

(手綱史芳委員 着席)

以上で、全ての議案が終了しました。

これをもって平成30年度裾野市農業委員会5月総会を閉会します。

平成30年5月10日(会議録署名人)

10番署名人

杉山克己

1番署名人

萩田能文